**平成２３年（フ）第２２号**
兵庫県たつの市誉田町広山28番地１、前住所兵庫県姫路市上大野１丁目５番26―311号リベール上大野
債務者　藤後　輝和
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第２０３９号**
名古屋市名東区香南１丁目101番地　県営猪子石住宅Ｃ棟602号
債務者　黒田　郁代
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２９号**
鹿児島県鹿屋市川西町4618番地８
債務者　永田　正人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２３年（フ）第１３６号**
鹿児島県肝属郡肝付町前田4100番地１
債務者　中村　秀春
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２３年（フ）第１６１号**
島根県仁多郡奥出雲町八川1800番地
債務者　堀尾　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１６７号**
松江市島根町野井512番地２
債務者　福島奈津子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１７７号**
松江市東出雲町下意東630番５地
債務者　永島　孝雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１８４号**
松江市比津が丘４丁目１番１―806号
債務者　岡本　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１８６号**
松江市東津田町976番地２　リオ・サンライズ202
債務者　二見　裕貴
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１８７号**
松江市東津田町976番地２　リオ・サンライズ202
債務者　二見　邦子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１９２号**
松江市菅田町312番地４
債務者　足立　恭一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１７８号**
神奈川県三浦市岬陽町13番10号
債務者　橋本　珠代
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第８８号**
青森県五所川原市字蘇鉄32番地５
債務者　一戸千鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２３年（フ）第１７９号**
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番５号　棗ガーデンハウス201
債務者　峯松　晃弘（旧姓三住・石本）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１８０号**
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番５号　棗ガーデンハウス201
債務者　峯松美代子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１９０号**
神奈川県横須賀市ハイランド３丁目９番４号
債務者　飯田　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第２０６号**
神奈川県横須賀市追浜町３丁目37番地　松野荘204
債務者　山川真智子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第２０７号**
神奈川県横須賀市追浜町３丁目37番地　松野荘204
債務者　山川　洋平
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部